

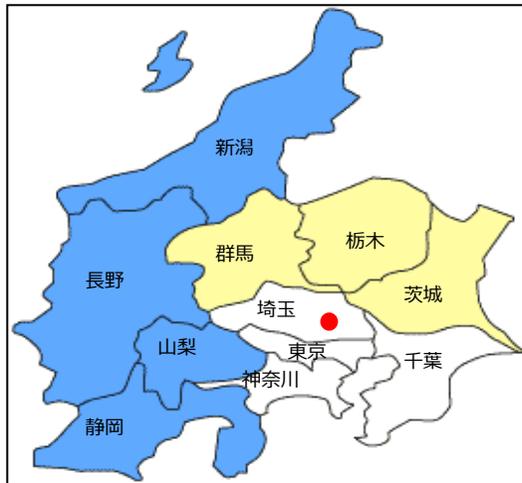
中小企業・小規模事業者向け補助金等について

2026年3月

関東経済産業局 地域経済部 地域振興課

関東経済産業局について

- 関東経済産業局は、経済産業省の地方ブロック機関であり、**広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）**を行政区域としています。
- 当局では、この地域で活躍されている企業、消費者、大学、自治体、関係機関等の皆様に対して、中小企業対策、新規創業の促進、技術開発支援、環境・リサイクル対策、エネルギー対策、消費者相談等、様々な経済産業政策の実施に取り組んでいます。



【所在地】

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

<https://www.kanto.meti.go.jp/>

【最寄駅からのアクセス】

- JR京浜東北線、宇都宮・高崎線
「さいたま新都心」駅下車
徒歩約5分
- JR埼京線
「北与野」駅下車
徒歩10分

1. 国の補助金活用について

2. 令和7年度 補正予算

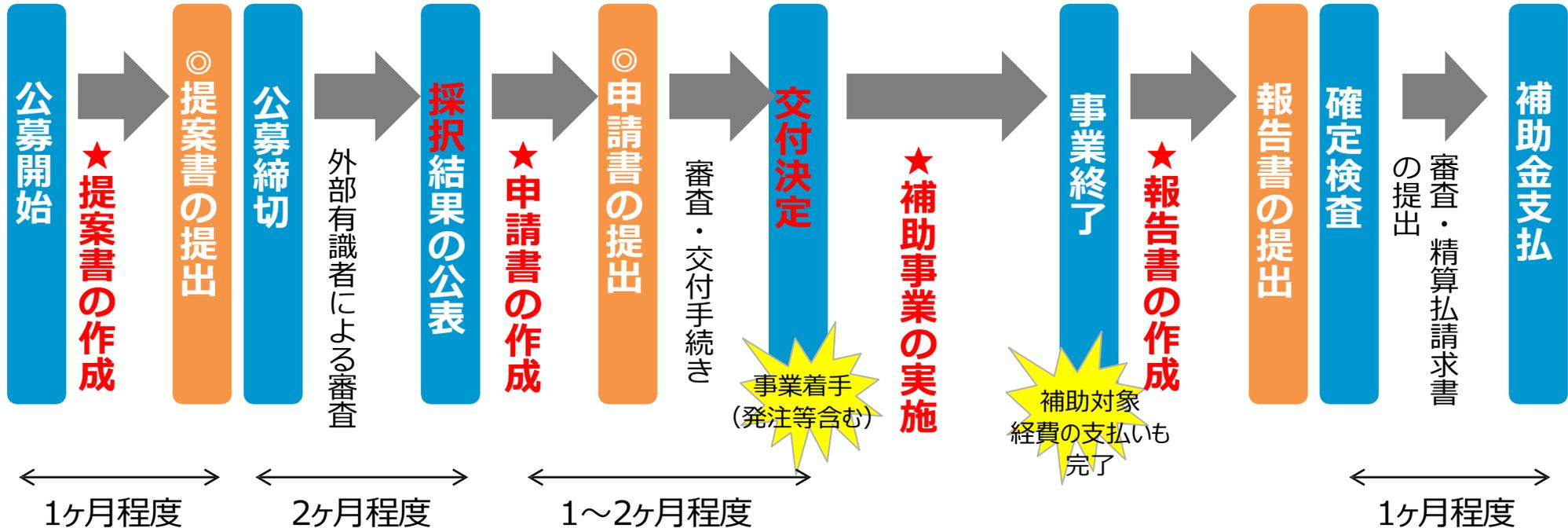
3. 令和8年度 当初予算案

4. 参考

補助金を利用する際の**注意点**！

- 補助金採択の発表があっても、**交付決定日以降でなければ事業に着手できない**。
- 交付決定を受けるには、**改めて補助金の「申請書」を提出する必要がある**。
- **補助金は精算払い**。事業終了後に「報告書」を提出し、確定検査を受けた後。
- その他、補助金の経理処理や検査等については、**採択後もしくは交付決定時に配布される手引きを必ず確認**。

補助金に関する手続きの流れ（一般的な例）



【注】上記はあくまで一般例であり、個々の補助金や案件によって運用等が異なる場合があります。

その他の注意点

- 補助金は100%補助はほぼなく自己負担が必要で、基本は精算払い（後払い）のため、自社の財務状況や「お金のタイミング」（賞与支給や納税等、規模の大きな支出）を見極めなければ、一時的に財務状況の悪化を招く可能性がある。
- 補助金の申請・実施時期と、自社の「業務のタイミング」（決算・確定申告、採用活動、年末商戦など繁忙期）の兼ね合いに注意。業務に忙しく、申請内容の確認が不十分だったことで、事業実施後の審査で費用の一部が「補助対象外」となり、トラブルに発展するケースが頻発。
- 国の補助事業に関する最近の行政事業レビューでは、複数事業者からの全く同内容の申請が採択されていた例が指摘されるなど、審査のあり方が問題視されていることから、今後の審査では、申請者自らが申請計画の検討を主体的に行ったか、他に類似する案件がないか、事務局で確認を行うことも検討（ものづくり補助金での口頭審査の導入はその一端）。
- 申請書を作成するにあたり、業務繁忙期だったため、税理士等の専門家に申請書の作成を頼ったところ、不当に高額な成功報酬を求められ、トラブルになるケースが頻発。

(参考) 補助金申請システム「J Grants」とは

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

- 補助金申請システム (J Grants※¹) は、補助金の電子申請を行えるシステムです。
- 国や都道府県などの地方公共団体が執行する補助事業 (※²) で利用できます。
- 補助金の申請者がJ Grantsを利用する際には、「GビズID」を利用します。そのため、法人、個人事業主、地方公共団体等を交付対象とする補助金で利用できます。

※1 補助金申請システムのサービス名称。J: Japan Grants: 補助金、助成金

※2 国や地方公共団体が、第三者に交付事務を委託している場合も利用可能

電子申請の事業者にとってのメリット

- ✓ 24時間365日、自宅や職場など、いつでも・どこでも申請が可能です。
- ✓ 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- ✓ 過去に申請した基本情報の再入力や、書類の押印が不要になります。

電子申請にはGビズIDの取得が必要です

- ✓ GビズIDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。
- ✓ GビズIDのうち「gBizプライム」でIDとパスワードを取得することで、補助金の電子申請が可能になります。
- ✓ gBizIDプライムアカウントID発行までの期間は、原則として2週間以内となっておりますので、お早めのご準備をお勧めします。

1. 国の補助金活用について
- 2. 令和7年度 補正予算**
3. 令和8年度 当初予算案
4. 参考

令和7年度補正予算（中小企業・小規模事業者等関連予算）

総額8,364億円、既存基金の活用を含め約1兆1,300億円

1. 成長投資支援

- **中小企業成長加速化補助金の拡充**【3,400億円の内数】
 - ― 売上高100億円を超える中小企業（100億企業）創出に向けて、飛躍的な成長を志向する企業に対する財政支援を実施
- **大規模成長投資支援**【4,121億円（新規2,000億円、既存2,121億円）】
 - ― 中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）

2. 生産性向上・省力化投資支援

- **生産性向上の支援**（生産性革命推進事業のうち、デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円の内数】
 - ― 生産性向上に向けて、デジタル化や、販路開拓、事業承継・M&Aに係る設備投資等を後押しするとともに、物価高や米国関税影響を踏まえたソフト支援を実施
- **革新的製品等開発や新事業進出支援**【既存基金の活用（1,200億円規模）】
 - ― 中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援
- **省力化投資支援**【既存基金の活用（1,800億円規模）】
 - ― 人手不足に対応し、省力化に資する設備投資を支援。業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえ、従業員規模ごとの補助上限額の見直しなどを実施

3. 伴走支援

- **プッシュ型による伴走支援の体制強化等**【376億円の内数】
 - ― 支援機関（商工会・商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点（生産性向上支援センター含む）、活性協、承継センター等）の体制強化
 - ― 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
 - ― 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

4. 取引適正化

- **官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底**【7.6億円】
 - ― 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
 - ― 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
 - ― 国・地方自治体において、民間への請負契約等の単価見直しや、単価・発注における物価上昇を踏まえた予定価格等の予算確保、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の基準等の見直しを行う

5. 資金繰り支援

- **信用保証制度におけるメニュー新設等**【152億円】
 - ― 経営改善や事業再生に取り組む中小企業や、民間金融機関やモニタリング能力を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施
- **日本政策金融公庫等による資金繰り支援事業**【40億円】
 - ― 日本政策金融公庫等において、米国関税措置の影響を受けた事業者等に対して資金繰り支援を実施

6. 災害支援

- **なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援**【268億円】
 - ― 令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧・復興を支援
- **局激指定災害への支援拡充等**【53億円の内数】
 - ― 局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

※上記の施策に加え、重点支援地方交付金の活用を推奨

中堅・中小企業向け投資支援メニュー

※令和7年度補正予算等

| 売上規模 | | 事業者数 | 売上拡大 | 高付加価値化 |
|---------------------|--------|---|--|--|
| 100億円以上 | 大企業 | 約1,300者 | | |
| | 中堅企業 | 約0.9万者 | 中堅等大規模投資補助金 【中堅向け】 上限50億 補助率1/3 | ✓ 会社を急成長させたい ✓ 上場を目指したい |
| | 中小企業 | 約4,500者 | | |
| 100億未満 10億円 | 約9万者 | 100億企業支援 成長加速化補助金 上限5億 補助率1/2 | 【100億宣言企業向け】 上限50億 補助率1/3 | ✓ 承継前に事業を磨きたい ✓ M&Aの統合効果を出したい |
| 10億円 1億円 | 約60万者 | 新事業進出・ものづくり補助金 上限9,000万 補助率1/2等 | | ✓ 新商品をつくりたい ✓ 海外展開したい ✓ 異分野進出したい |
| 1億円 1,000万円 | 約140万者 | | | 事業承継・M&A補助金 上限2,000万 補助率1/2等 |
| 1,000万円以下 | 約140万者 | 持続化補助金 上限250万 補助率2/3 等 | | ✓ 販路を広げたい ✓ 商品をPRしたい |
| | | | | 省力化投資補助金 上限1億 補助率1/2等 |
| | | | | デジタル化・AI導入補助金 上限450万 補助率1/2等 |

「デジタル化・AI導入補助金」で IT導入・DXによる生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたAIを含むITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助！
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！

通常枠

- 生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数者連携デジタル化・AI導入枠

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- 令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- 小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- 取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

＜活用イメージ・補助率等＞

| 枠/類型 | 通常枠 | 複数者連携デジタル化・AI導入枠 | インボイス枠 | | セキュリティ対策推進枠 |
|--------|--|--|---|----------------------|----------------------------------|
| | | | インボイス対応類型 | 電子取引類型 | |
| 活用イメージ | ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進 | 商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入 | ITツール等を導入してインボイス制度に対応 | 発注者主導で取引先のインボイス対応を促す | サイバーセキュリティ対策を進める |
| 補助対象経費 | ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用）に加えて、IT活用の定着を促す導入後の「活用支援」も対象 | | クラウド利用料（最大2年分） | | サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）（※1） |
| 補助額 | ・ITツールのプロセス数が1～3つまで：5万円～150万円 ・4つ以上：150万円～450万円 | (a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円 | ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円 | ～350万円 | 5万円～150万円 |
| 補助率 | 中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者（※2）：2/3 | (a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3 | ～50万円以下：3/4（小規模事業者：4/5） 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2 | 大企業：1/2 中小企業：2/3 | 中小企業：1/2 小規模事業者：2/3 |

（※1）（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

（※2）令和6年10月から令和7年9月の間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員の30%以上である月が3か月以上あることを示した事業者。

＜補助金の活用例＞

通常枠

- タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出勤してから現場移動、帰社してから退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！

インボイス枠

- インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた入納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

＜今後のスケジュール＞

中小企業デジタル化・AI導入支援事業事務局ポータルサイト

| 通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型、電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠 | 複数者連携デジタル化・AI導入枠 |
|--|------------------|
| 第1次申請締切日 5月12日 | 第1次申請締切日 6月15日 |
| 第2次申請締切日 6月15日 | 第2次申請締切日 8月25日 |
| 第3次申請締切日 7月21日 | |
| 第4次申請締切日 8月25日 | |



応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

「デジタル化・AI導入補助金」の概要（令和7年度補正）

対象：中小企業

- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**デジタル化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入**を支援する補助金。
- 令和7年度補正予算分からは、「**デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）**」と名称を変更。

（以下、IT導入補助金2025の概要）

| | 通常枠 | 複数社連携 IT導入枠 | インボイス枠 | | セキュリティ 対策推進枠 |
|--------|--|---|---|------------------------------------|------------------------------|
| | | | インボイス対応類型 | 電子取引類型 | |
| 活用イメージ | ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進 | 商店街など、複数の中小・小規模事業者で連携してITツール等を導入 | ITツール等を導入して、インボイス制度に対応 | 発注者主導でITツールを受注者に共有し、取引先のインボイス対応を促す | サイバーセキュリティ対策を進める |
| 対象経費 | ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”）も対象 | | | クラウド利用料（最大2年分） | サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分） |
| | 単独申請可能なツールの拡大 | ハードウェア購入費 | | | |
| 補助上限 | ITツールの業務プロセスが1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円 | (a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円 | ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円 | ～350万円 | 5万円～150万円 |
| 補助率 | 中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (令和6年10月から令和7年9月の間で3か月以上、令和7年度改定の地域別最低賃金未満で雇用していた従業員数が全従業員の30%以上であることを示した事業者。) | (a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3 | ～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2 | 中小企業：2/3 大企業：1/2 | 中小企業：1/2 小規模事業者：2/3 |

補助スキーム

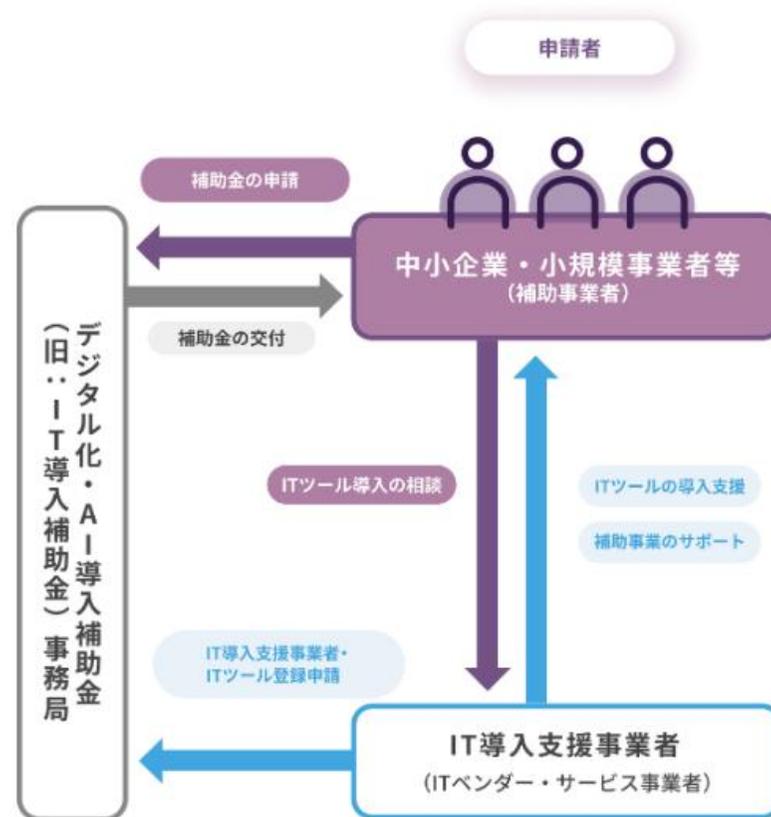
- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」（ITツールを提供するベンダー）からのサポートを受けて申請する。

中小企業・小規模事業者等とは

日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されている）され、日本国内で事業を営む法人または個人である生産性向上に資するITツールを導入する中小企業・小規模事業者等を指します。

IT導入支援事業者とは

IT導入支援事業者とは、生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者等に対してITツールを導入し、補助事業を円滑に遂行するための支援を行う事業者です。事務局に登録申請を行い、事務局および外部審査委員会による審査の結果、採択される必要があります。



通常枠の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等が、働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等に対応するため、生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費用を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等

3. 事業イメージ

- 導入したITツールを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費

- ソフトウェア
ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）
- 導入関連費（オプション）
機能拡張やデータ連携ツールの導入、セキュリティ対策実施に係る費用
- 導入関連費（役務の提供）
導入・活用コンサルティング、導入設定・マニュアル作成・導入研修、保守サポートに係る費用

5. 補助額・補助率

ITツールの業務プロセスが1～3つまで：補助額5万円～150万円未満（補助率1／2以内）

ITツールの業務プロセスが4つ以上：補助額150万円～450万円以下（補助率1／2以内）

※令和6年10月から令和7年9月の間で3か月以上、令和7年度改定の地域別最低賃金未満で雇用していた従業員数が全従業員 の30%以上であることを示した場合は、補助率2／3以内。

※ITツールの業務領域が4つ以上の場合は、事業計画期間において、給与支給総額を年平均成長率1.5%以上増加させ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金 + 30円以上の水準にする賃金引上げ計画を策定し、従業員に表明していることが必要。

| 種別 | Pコード | プロセス名 |
|------------------|---------|--|
| 業務プロセス 共通プロセス | 共P-01 | 顧客対応・販売支援 |
| | 共P-02 | 決済・債権債務・資金回収 |
| | 共P-03 | 供給・在庫・物流 |
| | 共P-04 | 会計・財務・経営 |
| | 共P-05 | 総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス・統合業務 |
| 業種特化型プロセス | 各業種P-06 | 業種固有プロセス |
| 汎用プロセス | 汎P-07 | 汎用・自動化・分析ツール 業種・業務が限定されないが、生産性向上への寄与が認められる専用のソフトウェア |

複数社連携IT導入枠の概要

1. 概要

- 複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数者へのITツールの導入等を支援する。

2. 補助事業者

※事業に参加する中小企業・小規模事業者等は「10者以上」であること等を要件とする。

- 商工団体等（例）商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等
- 当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体（例）まちづくり会社、観光地域づくり法人（DMO） 等
- 複数の中小企業・小規模事業者等により形成されるコンソーシアム

3. 補助対象経費

（1）基盤導入経費

- ITツール：会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフトに限る【クラウド利用料は最大2年分】
- ハードウェア：PC・タブレット、レジ・券売機等

（2）消費動向等分析経費

- ITツール：消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等【クラウド利用料は1年分】
- ハードウェア：AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ 等

（3）参画事業者のとりまとめに係る事務費、専門家費

4. 補助率・補助上限額

● 補助率

- （1）基盤導入経費：1/2～3/4、4/5（インボイス枠インボイス対応類型と同様）
- （2）消費動向等分析経費：2/3以内
- （3）事務費、専門家費：2/3以内

- 補助上限額：（1）と（2）をあわせて3,000万円、（3）は200万円

インボイス枠（インボイス対応類型）の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等に、インボイス制度に対応したITツールの導入を強力に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等

3. 事業イメージ

- 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

【図：ITツールの補助率・補助上限額の関係】

4. 補助対象経費

- (1) ソフトウェア、オプション、役務
ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、
オプション(セキュリティソフト等)、役務費(導入支援費、保守費等)
※インボイス制度に対応し、「会計」・「受発注」・「決済」の機能を
有するものに限る。
- (2) ハードウェア
ソフトウェア・クラウドサービスの使用に資する機器(PC・タブレット、
レジ・券売機等)の購入費用、設置費用

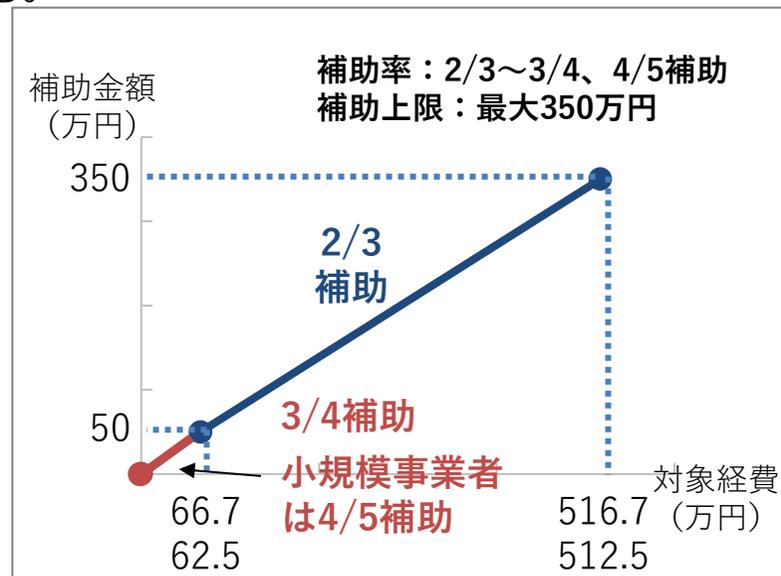
5. 補助額・補助率

ITツール：補助額50万円以下の部分は（補助率 3 / 4 以内、小規模事業者は 4 / 5 以内）、
補助額50万円超～350万円の部分は（補助率 2 / 3 以内）

⇒導入するITツールが「会計」・「受発注」・「決済」の機能を 2 機能以上有する場合は、補助額350万円以下の申請が可能。

(1機能の場合は、補助額50万円以下の申請が可能。)

PC・タブレット等：補助額10万円まで（補助率 1 / 2 以内）、レジ・券売機等：補助額20万円まで（補助率 1 / 2 以内）



インボイス枠（電子取引類型）の概要

1. 概要

- 取引関係における発注者が、インボイス制度対応のITツール（受発注ソフト）を導入し、当該取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して無償でアカウントを供与して利用させる場合に、その導入費用を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等に限らず大企業も可

3. 事業イメージ

- 導入したITツールを活用して、生産性向上・インボイス制度対応に取り組む。

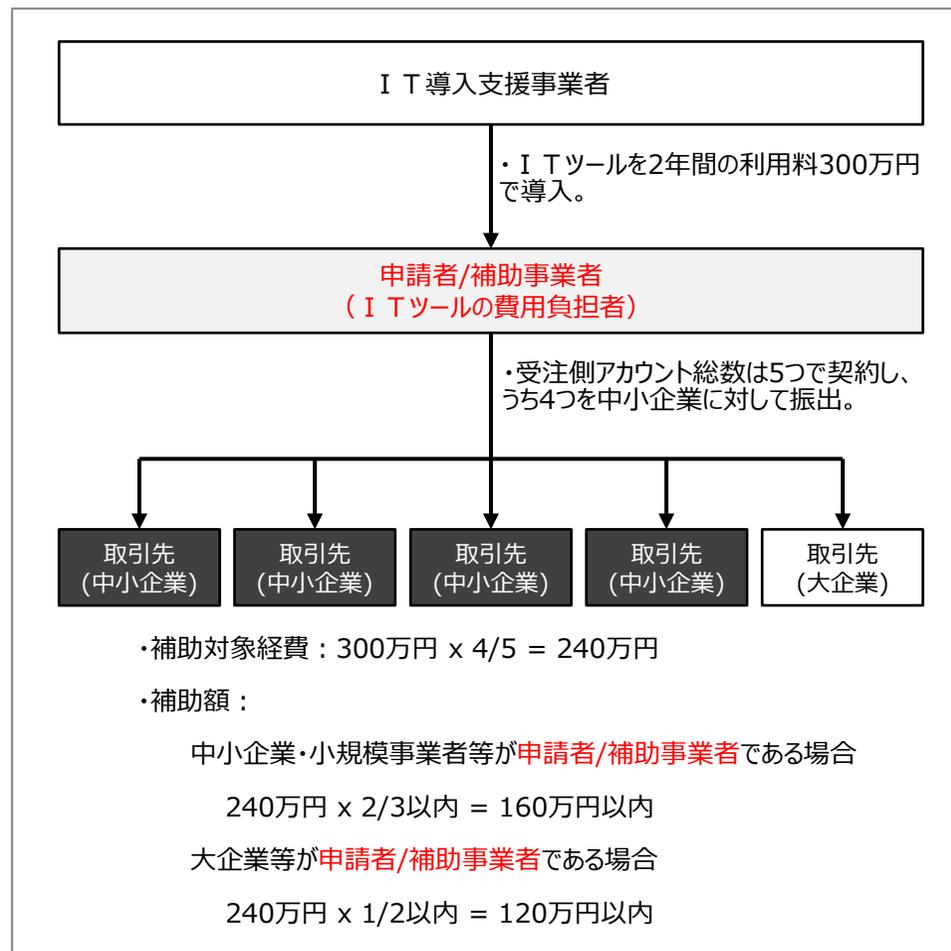
4. 補助対象経費

- ITツールの導入費用（クラウド利用料最大2年分）

5. 補助額・補助率

- 補助額 350万円以下
- 補助率 中小企業・小規模事業者等が申請する場合:2/3以内
大企業等が申請する場合:1/2以内

【図：補助額算出のイメージ】



セキュリティ対策推進枠の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等において、サイバーインシデントを原因とした事業継続が困難となる等の生産性向上を阻害するリスクを低減するとともに、供給制約やそれに起因する価格高騰の潜在的リスクを低減するための支援を行う。
- 具体的には、「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、IT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを導入する際、サービス利用料（最大2年分）を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等

3. 事業イメージ

- 導入したサービスを活用して、サイバーインシデントのリスク低減に取り組む。

4. 補助対象経費

- ITツールの導入費用（サービス利用料の最大2年分）

<留意点>

本事業において補助の対象となるITツールは、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを指す。

【サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト】<https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/index.html>

5. 補助額・補助率

- 補助額 5万円～**150万円**以下
- 補助率 中小企業が申請する場合：1/2以内
小規模事業者が申請する場合：2/3以内

今後のスケジュール（1次締切分）

通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型型・電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠

| | | | |
|-------|--|----------|------------------------------|
| 1次締切分 | | 交付申請期間 | 2026年3月30日（月）～ |
| | | 締切日 | 2026年5月12日（火）17:00 |
| | | 交付決定日 | 2026年6月18日（木）（予定） |
| | | 事業実施期間 | 交付決定～2026年12月25日（金）17:00（予定） |
| | | 事業実績報告期限 | 2026年12月25日（金）17:00（予定） |

複数者連携デジタル化・AI導入枠

| | | | |
|-------|--|----------|-----------------------------|
| 1次締切分 | | 交付申請期間 | 2026年3月30日（月）～ |
| | | 締切日 | 2026年6月15日（月）17:00 |
| | | 交付決定日 | 2026年7月23日（木）（予定） |
| | | 事業実施期間 | 交付決定～2027年1月29日（金）17:00（予定） |
| | | 事業実績報告期限 | 2027年1月29日（金）17:00（予定） |

小規模事業者持続化補助金（通常枠）

対象：小規模事業者

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援します。

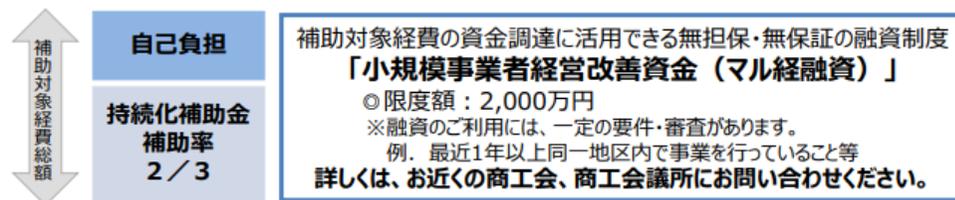
【概要】

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 1 補助上限 | 50万円（補助率2/3） ※インボイス特例対象事業者は50万円の上乗せ、賃金引上げ特例対象事業者は150万円の上乗せ、両特例対象事業者は200万円の上乗せ ※賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4 |
| 2 事業期間 | 2026年3月6日～4月30日17:00 |
| 3 対象者 | 小規模事業者 （従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下） |
| 4 要件 | 商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。 |
| 5 対象経費 | 機械装置等費、展示会出展費、新商品開発費 等 |
| 6 その他 | 補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。 |

【活用事例】

- ✓ 観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。
- ✓ 精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに看板を設置。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。

【関連融資制度】



商工会の管轄地域で事業を営まれている小規模事業者の方

商工会議所の管轄地域で事業を営まれている小規模事業者の方

第19回公募要領公開中。
令和8年3月6日 申請受付開始。

詳細はこちら→



販路開拓等に取り組む皆様へ

令和7年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく

販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2/3

(賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3/4)

【第19回公募スケジュール】

公募要領公開：1月28日(水)

申請受付開始：3月6日(金)

申請受付締切：4月30日(木)

【関連融資制度】

補助対象経費総額

自己負担
持続化補助金
補助率
2/3補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」
◎限度額：2,000万円
※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。
例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等
詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ

| 事前準備 | 公募開始～交付候補者決定 | 交付決定～補助事業実施 | 補助期間終了後～ |
|-----------------|---|---|--------------------|
| 商工会 商工会議所へ相談 | 公募申請期間 公募受付開始 公募締切 ・事業計画審査 採択者決定 見積書等の提出 | 補助事業実施期間 交付申請・決定 補助事業開始 実績報告 ・事業実施 補助額の請求 補助金の支払い 補助額の確定 確定検査 | フォローアップ 事業化状況報告 |

※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 補助率 | 2/3 |
| 補助上限 | 50万円 |
| インボイス特例 | インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ |
| 賃金引上げ特例 | 賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ |

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、新商品を開発。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

事務局HP:



商工会地区HP



商工会議所地区HP

GPIXID
取得

販路開拓等に取り組む創業者の皆様へ

令和7年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後1年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

創業後1年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、
商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

200万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2 / 3

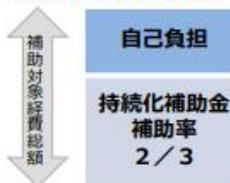
【第3回公募スケジュール】

公募要領公開：2026年1月28日

申請受付開始：2026年3月6日

申請受付締切：2026年4月30日

【関連融資制度】

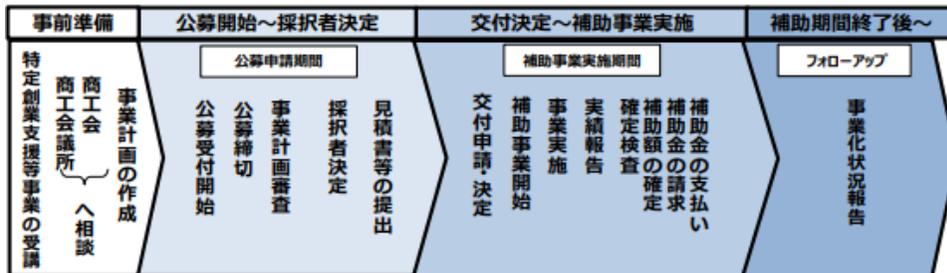


補助対象経費の資金調達に活用できる融資制度

「新規開業・スタートアップ支援資金」

- ◎限度額：7,200万円
 - ◎返済期間：設備資金 20年以内
運転資金（原則）10年以内
 - ※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。
- 詳しくは、お近くの日本政策金融公庫にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

【申請要件】

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業による支援」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去1か年の間であること。

※創業後、事業開始前の事業者も対象となります。また、申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

【特例要件】

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

【活用事例①】

※青字が本補助金の対象経費

地域食材を活用したレストランを開業。**店舗改装**及び**インターネット・SNS広告**を行うことで、多様な顧客層獲得による売上向上を図る。

【活用事例②】

金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。



事業承継・M&Aを目指す皆様へ

令和7年度補正予算

「事業承継・M&A補助金」

で中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、
事業承継に際しての設備投資や、
M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進枠

- 5年以内に親族内承継、従業員承継を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助します

専門家活用枠

- M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します
 - 小規模事業者向けの類型を新設します
- ※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進枠

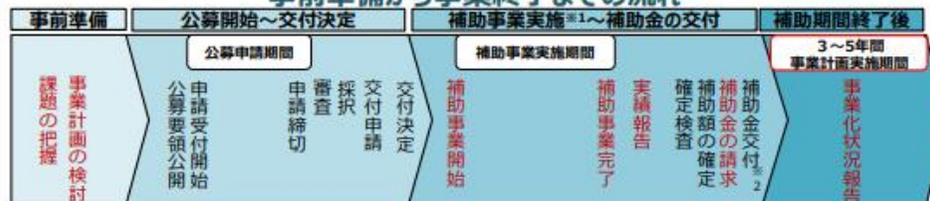
- M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

廃業・再チャレンジ枠

- 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費・土壌汚染調査費等）を補助します
- ※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・PMI推進枠と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

※内容は変更となる場合がありますので必ず公募要領をご確認ください

| | 事業承継促進枠 | 専門家活用枠 | PMI推進枠 | 廃業・再チャレンジ枠 |
|------|--|---|--|--|
| 要件 | 5年以内に親族内承継、従業員承継等を予定している者 | 補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者 | M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者 | 事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者 |
| 補助上限 | 800～1,000万円※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ | 買い手支援類型： 600～800万円※1、 2,000万円※2 売り手支援類型： 600～800万円※1、 小規模売り手支援類型： 450万円 ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合 | PMI専門家活用類型：150万円 事業統合投資類型：800～1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ | 300万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算 |
| 補助率 | 1/2、2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合は：2/3 | 買い手支援類型： 1/3・1/2、2/3※1 売り手支援類型： 1/2、2/3※2 小規模売り手支援類型： 2/3 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合 | PMI専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型：1/2、2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合は：2/3 | 1/2、2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う |
| 対象経費 | 設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等 | 謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料 | 設備費、外注費、委託費等 | 廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、土壌汚染調査費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ） |

お問い合わせ先

専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠 050-3145-3812
事業承継促進枠 050-3192-6274
PMI推進枠 050-3192-6228

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください



公募サイト

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)

中小企業庁 経営支援部
イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) 新事業進出・ものづくり補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金

①カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオープン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム



枠・類型、補助上限額、補助率

| | 枠・類型 | 補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合 | 補助率 |
|----------------|--------------|--|---|
| 新事業進出・ものづくり補助金 | 革新的新製品・サービス枠 | 5人以下 750万円 (850万円) 6~20人 1,000万円 (1,250万円) 21~50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円) | 1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。） |
| | 新事業進出枠 | 20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21~50人 4,000万円 (5,000万円) 51~100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円) | 1/2 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ |
| | グローバル枠 | | 2/3 |
| 省力化投資補助金 | カタログ注文型 | 5人以下 500万円 (750万円) 6~20人 750万円 (1000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円) | 1/2 |
| | 一般型 | 5人以下 750万円 (1,000万円) 6~20人 1,500万円 (2,000万円) 21~50人 3,000万円 (4,000万円) 51~100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円) | 1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。） |

令和6年度補正予算

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の概要

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、**基本要件を見直し**。
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、**補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充**。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、**最低賃金引上げ特例を創設**。

| 予算額 | 令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------------------------|--|----------------|--------|----|--------------------------|--------------------|-------|--|--------------------------|--------|---|--|-----|-------------------|----------------|--------|--|--|
| 基本要件 | <p>以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行</p> <p>① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加</p> <p>② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上 又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加</p> <p>③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準</p> <p>④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。</p> <p>※ 基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援内容 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>製品・サービス高付加価値化枠</th> <th>グローバル枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td>革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化</td> <td>海外事業の実施による国内の生産性向上</td> </tr> <tr> <td>補助上限額</td> <td>5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）</td> <td>3,000万円（3,100万円～4,000万円）</td> </tr> <tr> <td>(特例措置)</td> <td colspan="2">大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td> <td>中小企業1/2、小規模2/3</td> </tr> <tr> <td>(特例措置)</td> <td colspan="2">最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること</td> </tr> </tbody> </table> | | | 製品・サービス高付加価値化枠 | グローバル枠 | 概要 | 革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化 | 海外事業の実施による国内の生産性向上 | 補助上限額 | 5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円） | 3,000万円（3,100万円～4,000万円） | (特例措置) | 大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 | | 補助率 | 中小企業1/2、小規模・再生2/3 | 中小企業1/2、小規模2/3 | (特例措置) | 最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること | |
| | 製品・サービス高付加価値化枠 | グローバル枠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概要 | 革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化 | 海外事業の実施による国内の生産性向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助上限額 | 5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円） | 3,000万円（3,100万円～4,000万円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (特例措置) | 大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率 | 中小企業1/2、小規模・再生2/3 | 中小企業1/2、小規模2/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (特例措置) | 最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | <p><共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費</p> <p><グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 収益納付は求めない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第23次公募開始

申請開始 令和8年4月3日(金) 17時

申請締切 令和8年5月8日(金) 17時

新事業進出補助金

対象：中小企業

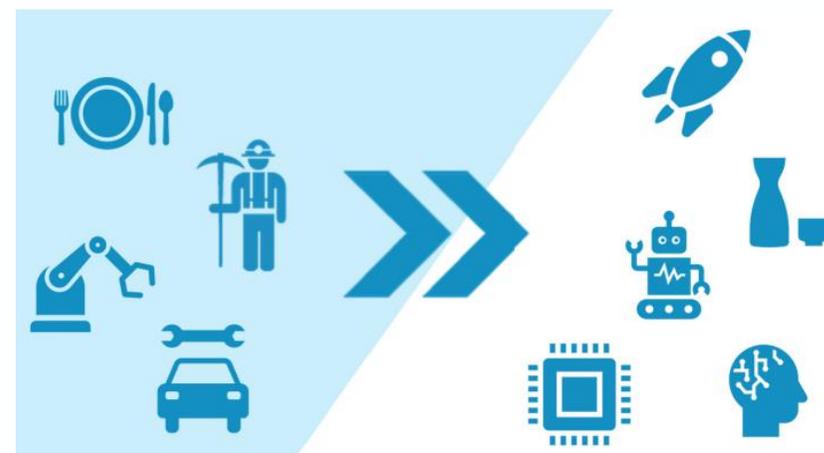
- 既存の事業とは異なる、**新市場・高付加価値事業への進出**にかかる設備投資等を支援します。

【概要】

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 1 補助上限 | 7,000万円（従業員規模により異なる）（補助率1/2） ※補助下限は750万円 ※一定の賃上げを行う場合補助上限の上乗せあり |
| 2 事業期間 | 交付決定から14か月（採択発表から16か月以内） |
| 3 対象者 | 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等 |
| 4 要件 | ①当該中小企業等にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること ②付加価値額 年平均成長率4.0%以上 ③賃上げ 給与支給総額年平均成長率2.5%以上など ④事業所内最低賃金 地域別最賃+30円以上の水準 等 |
| 5 対象経費 | 建物費、機械装置費、システム構築費 等 |

【活用イメージ】

- ✓ 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- ✓ 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出



第3公募実施中。3/26（木）締切。
詳細はこちら→



- **人手不足解消**に効果のある「**省力化投資**」を後押しする補助金。
- カタログ形式による簡易で**即効性のある支援を行う「カタログ注文型」**と、事業者それぞれの業務に応じた**オーダーメイドによる省力化投資を幅広く支援する「一般型」**の2類型を措置。

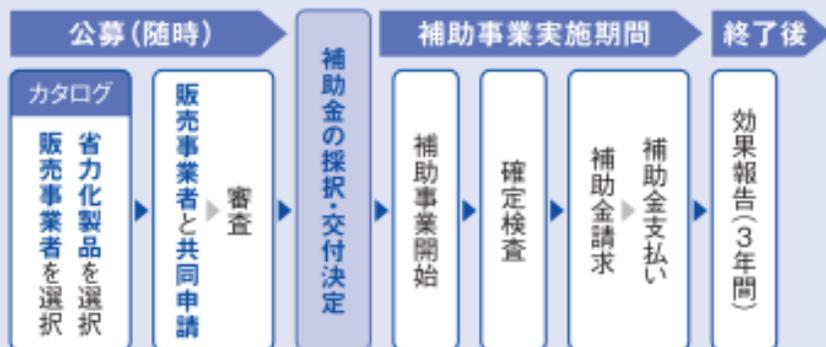
カタログ注文型

随時申請
受付中

● 補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

● 申請から事業完了までの流れ



● 補助率と補助上限額

| 従業員数 | 補助率 | 補助上限額 | 大幅な賃上げを行う場合 |
|-------|-----------|---------|-------------|
| 5名以下 | 1/2 以下 | 200万円 | 300万円 |
| 6~20名 | | 500万円 | 750万円 |
| 21名以上 | | 1,000万円 | 1,500万円 |

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

一般型

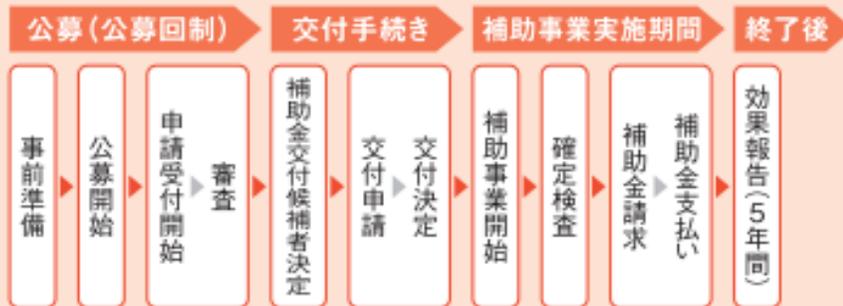
公募回制

● 補助対象となる事業

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

- 基本要件**
- ① 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
 - ② 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加
 - ③ 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
 - ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など（従業員数21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
- ※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

● 申請から事業完了までの流れ



● 補助率と補助上限額

| 従業員数 | 補助率 | 補助上限額 | 大幅な賃上げを行う場合 |
|---------|---------------|---------|-------------|
| 5名以下 | 中小企業 1/2 | 750万円 | 1,000万円 |
| 6～20名 | | 1,500万円 | 2,000万円 |
| 21～50名 | 小規模・再生 2/3 | 3,000万円 | 4,000万円 |
| 51～100名 | | 5,000万円 | 6,500万円 |
| 101名以上 | | 8,000万円 | 1億円 |

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

- ① 1人当たり給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加
 - ② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
- ※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方で未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

※小規模・再生事業者は除く。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。**カタログ注文型・一般型**は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

第6回公募実施中。5月中旬締切予定。

詳細はこちら→



- 今後成長が見込まれる未来産業に関し、グローバルサウス諸国において、日本企業が現地企業と互いの強みを活かしながら、強靱なサプライチェーンの構築、カーボンニュートラルの実現等を共に実現するため、**海外プロジェクトの事業実施可能性調査（FS）や商用化に向けた実証事業等を支援。**

事業概要

| | | | | |
|------|--------------------|-----------------|-------------|-----------------|
| | 小規模実証・FS | 公募期間：11/4～11/26 | 大型実証 | 公募期間：12/18～1/23 |
| 補助額 | 上限5億円 (FS事業は上限1億円) | | 5億円超、40億円以下 | |
| 補助率 | 中小企業以外1/2、中小企業2/3 | | | |
| 実施期間 | 交付決定から1年以内 | | 交付決定から3年以内 | |

対象分野・事業類型（それぞれ1つ以上該当すること）

| ① GX分野 | ② DX分野 | ③ 経済安全保障分野 |
|--|---|---|
| 化石燃料からクリーンなエネルギー利用への転換等GHG排出削減を図る案件 | デジタル技術を用いて、ビジネスモデルの革新を図る案件 | 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された「特定重要物資」に係る案件 |
| 類型1 | 類型2 | 類型3 |
| 我が国のイノベーション創出につながる共創型 | 日本の高度技術海外展開型 | サプライチェーン強靱化型 |
| グローバルサウス諸国で行われる実証事業から得られたデータ・知見がもととなり、将来的にリバーシノベーションにより新たな日本のイノベーションの種を創出する、日本とグローバルサウス対象国の共創型の事業類型。 | グローバルサウス諸国で行われる実証事業が商業化に至り、さらに該当国でのデファクトスタンダードの獲得が見込まれ、ひいては日本の雇用増加等につながる事業類型。 | 日本の輸入依存度が高い物資について、本事業を通じて供給構造の多角化やサプライチェーン強靱化につながる事業類型。 |

想定スケジュール

| | 令和7年度(2025年度) | | | | 令和8年度(2026年度) | | | | 令和9年度(2027年度) | | | | 令和10年度(2028年度) | | | | |
|----------|---------------|----|----|----|---------------|--------|----|----|---------------|----|----|----|----------------|----|----|----|--|
| | 1Q | 2Q | 3Q | 4Q | 1Q | 2Q | 3Q | 4Q | 1Q | 2Q | 3Q | 4Q | 1Q | 2Q | 3Q | 4Q | |
| 大型実証 | 公募期間 | | | | ● 採択 | 事業実施期間 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ● 採択 | 交付申請 | | | | | | | | | | | |
| 小規模実証・FS | 公募期間 | | | | ● 採択 | 事業実施期間 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ● 採択 | 交付申請 | | | | | | | | | | | |

対象国・地域



※対象国に該当するか判断に迷う場合は事務局までお問合せください。

補助対象事業

| 実証事業 | FS事業 |
|--|---|
| 実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、グローバルサウス諸国において、その有効性や経済性などを確認することを指します。（事業化に向けたスケール化を目指す実証） | グローバルサウス諸国において、案件組成段階で事業化の可能性を調査すること。実行可能性、採算性などを調査することを指します。 |

申請に関する問い合わせ先

| | | |
|------------------|--|--|
| 大型実証 (ASEAN加盟国) | 事務局: デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 (gs_asean_info2@tohmatu.co.jp) https://www.deloitte.com/jp/ja/Industries/government-public/information/globalsouth.html | |
| 大型実証 (非ASEAN加盟国) | 事務局: TOPPAN株式会社 (inquiry_lsna@gshojo.jp) https://gs-hojo-web-lsna.jp/ | |
| 小規模実証・FS | 事務局: TOPPAN株式会社 (inquiry_fspoc@gshojo.jp) https://gs-hojo-web-fspoc.jp/index.html | |

省エネ・非化石転換補助金

【国庫債務負担行為を含め総額 2,450億円】

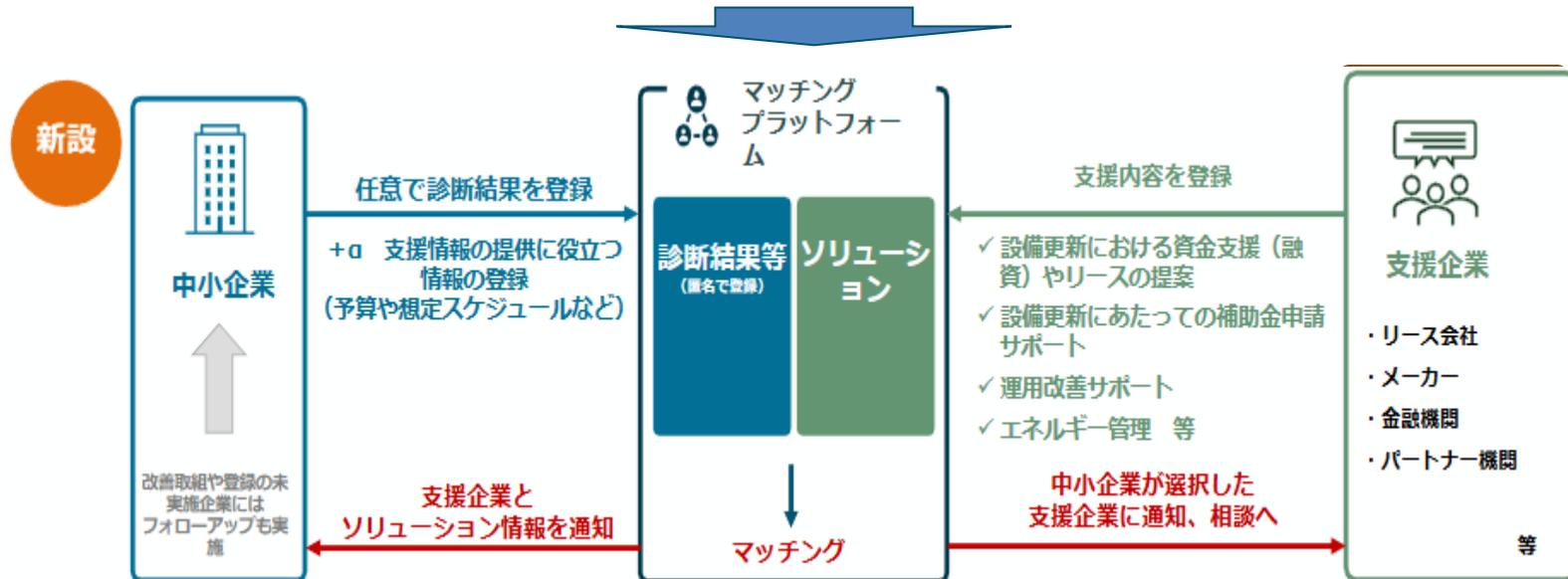
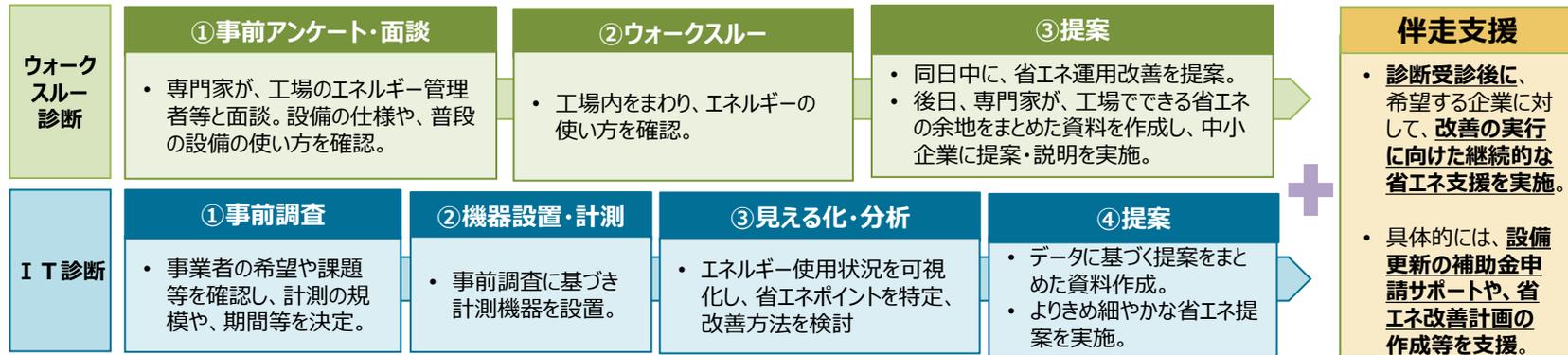
※令和7年度補正予算額：675億円

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- **令和7年度補正より、GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。**

| | | |
|--------------------------|--|--|
| <p>(Ⅰ) 工場・事業場型</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組みに対して補助 ● 補助率：1/2（中小）1/3（大）等 ● 補助上限額：15億円 等 ● ※サプライチェーン連携枠を創設 | <p>【平釜】  → 【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用  </p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。 ● 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。 |
| <p>(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助 ● 補助率：1/2 等 ● 補助上限額：3億円 等 ● ※水素対応設備への改造等を補助対象に追加 | <p>【キューボラ式】※コークスを使用  → 【誘導加熱式】※電気を使用 </p> |
| <p>(Ⅲ) 設備単位型</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● リストから選択する機器への更新を補助 ● 補助率：1/3 等 ● 補助上限額：1億円 等 ● ※トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設） | <p>【業務用給湯器】  【高効率空調】  【産業用モータ】 </p> |
| <p>(Ⅳ) EMS型</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入を補助 ● 補助率：1/2（中小）1/3（大） ● 補助上限額：1億円 | <p>【見える化システムによるロス検出】  【AIによる省エネ最速運転】 </p> |

3月30日（月）より公募開始予定

「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、専門家による省エネ診断への支援を実施。R7年度補正では、**改善提案の実現に向けて、ソリューションを提供する企業とのマッチングプラットフォームを創設**。加えて、**進捗状況のフォローアップを強化**（取組が進んでない企業に対しては伴走支援を紹介など）。



「生産性向上支援センター」とは

- 「**生産性向上支援センター**」とは、人手不足などの課題に直面する中小企業の皆さまが、生産性向上に取り組めるよう、**国が全国の「よろず支援拠点」内に設置する公的支援組織**です（**2026年4月1日新規オープン**予定）。
- 生産性向上のプロ（サポーター）が、**無料で、複数回、中小企業の皆さまの現場に訪問し、徹底して伴走**します。
- 業務の見える化、ムリムラムダの削減、作業の標準化、導線の効率化、デジタル活用、省力化投資の検討など、状況に応じた最適な一歩を一緒に考えます。さまざまな規模・業種の中小企業の皆さまの活用をお待ちしています。

ポイント

01 生産性向上のプロがアドバイス

生産性向上に関する知識・経験が豊富なサポーターが専門性の高いアドバイスを提供します。

02 無料で複数回の現場訪問

「相談に行く余裕も時間もない・・・」→大丈夫です。何度でも、無料で、サポーターが現場訪問します。

03 国の補助金における加点（予定）

センターの支援を受けると、省力化投資補助金（一般型）の採択審査において加点が受けられます。

支援内容の一例

| 課題のありか | 目的 | 方法・支援内容 |
|-----------|--|--|
| ⑤自動化・IoT | ・画期的な省人化・省力化 ・工法・加工技術の開発改良 ・リアルタイム管理 | ・AI/ロボット/センサー/カメラなどメカトロ技術を活用 ・システムインテグレーション ・情報ネットワーク技術によりリアルタイム化とアクション |
| ④スタッフ業務改革 | ・受発注・生産管理・設計開発 事務・技術・計画業務効率化 とリードタイム短縮 | ・アナログな作業をデジタル化（DX）一気通貫・一括処理 ・POS、RPA、クラウドなどITの活用 ・CAD/CAMなどデジタルエンジニアリング技術の活用 |
| ③プロセス改革 | ・コスト原単位に基づいた改革 ・工程短縮・共通化、在庫低減 ・レイアウト・物流・動線改革 | ・ヒト・モノ・情報の流れを把握&分析、減らす/止める/共通化 ・作業手順・工数・在庫量・仕掛かりタイミングを明らかにし シンプル・スリム・スピーディ・フレキシブルに |
| ②改善職場づくり | ・作業者の声をもとに自発的に 改善の進む職場文化・風土 | ・ムリ/ムダ/ムラ、やりにくい作業、守りにくいルールの改善 ・全員参加・現地現物・チームワーク・改善マインドの醸成 |
| ①作業環境の整備 | ・安全・安心・健康な作業環境 ・正常・異常がすぐわかる ・ムリ/ムダ/ムラを目立たせる | ・5S(3S) 必要な物は近く、分かるように、不要物は整理 ・災害・疾病リスクアセスメントで、より良い作業環境作り |

先進・高度

ムリ・ムダ・ムラ

風土・基板

※「複数回」の支援は、合計10回程度を想定しています。

※省力化投資補助金（一般型）の採択審査における加点措置については、2026年夏頃以降の公募回から実施予定です。

※「支援内容の一例」は「福岡県中小企業DX推進センター」HPから引用。

「生産性向上支援センター」支援の流れ

● 1回目：近隣の生産性向上支援センターに相談（主に窓口）

- 電話・メール・HPなどから支援の申し込みをおこないます。
- 窓口やオンライン会議で、生産性向上支援センターの支援について説明を受けます。
- 「支援同意書」にサインしたら、支援開始です。

● 2回目～4回目：生産性向上支援サポーターによる支援（主に現場）

- サポーターが中小企業等の皆さまの現場に訪問します。
- サポーターのアドバイスを受けながら「生産性向上取組計画」を作成します（1～2枚程度）。
- 「生産性向上取組計画」においては、生産性向上に関する目標や今後の取組予定などを設定します。

● 5回目～10回目：生産性向上支援サポーターによる支援（主に現場）

- サポーターが「生産性向上取組計画」に基づいて毎回の支援を実施します。
- サポーターは、毎回の支援後、次回の支援までの「宿題」を出すことがあります。
- 「生産性向上取組計画」で決めていた目標を達成できたら、「支援完了同意書」にします。

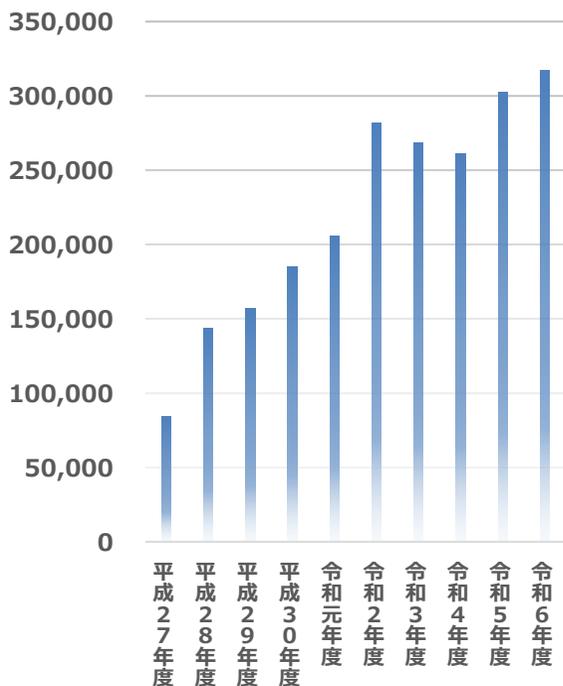
※上記の支援の流れは一例です。実際の支援回数は前後することもあります。

※センターで支援を行うよりも、別の支援を受けるほうが適切と考えられる場合は、センターによる支援の途中でも、別の支援機関等を紹介する場合があります。

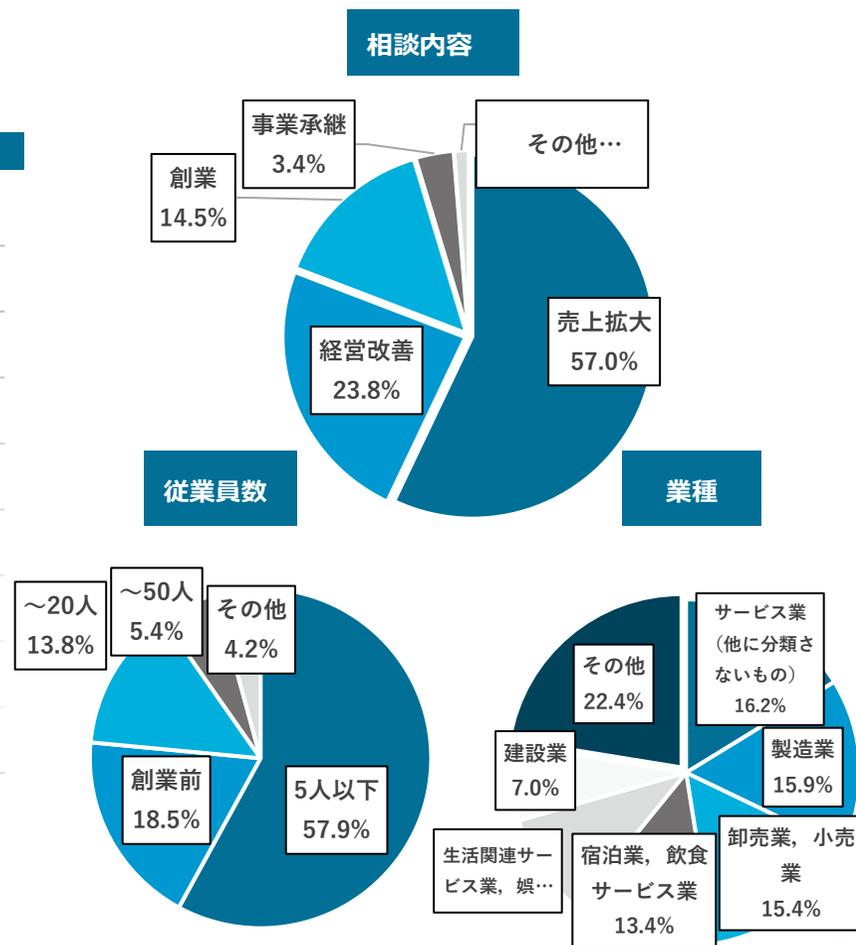
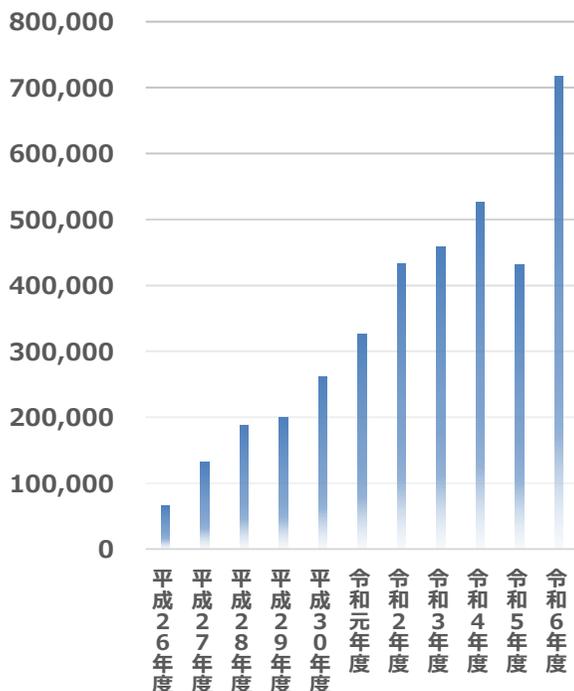
(参考)「よろず支援拠点」とは

- 平成26年度に事業を開始し、令和6年度で創設から10年が経過。知名度の向上により、年々相談件数は増加。令和6年度は30万件強の相談対応を実施。
- 小規模事業者を中心とした様々な業種の事業者からの、売上拡大、経営改善、創業、事業承継等の多様な経営課題に関する相談に対応しており、よろず支援拠点で対応した事業者の課題の延べ件数も増加傾向。

相談実績件数（相談回数の延べ件数）の推移



相談対応件数（課題（中）の延べ件数）の推移



中堅等大規模成長投資補助金 (中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金)

令和7年度補正予算額 4,121億円

経済産業政策局 地域経済産業政策課

事業目的・概要

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方の持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小・スタートアップ企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

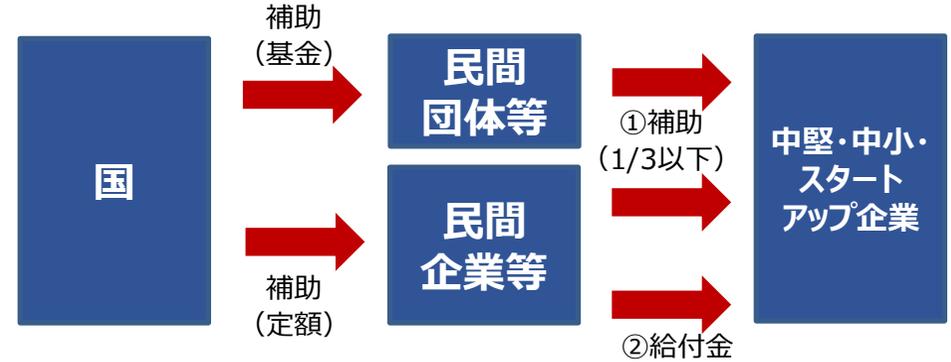
人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



- ①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円
※新規公募分：投資下限額20億円 (100億宣言企業は15億円)
- ②地域企業経営人材確保支援事業給付金：
※転籍の場合：給付上限額 最大450万円 (地域によって変動)
兼業・副業・出向の場合：給付上限額 200万円

成果目標・事業期間

①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が一定以上の伸び率を実現する。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 1 予算額 | <u>総額2,000億円</u> |
| 2 補助上限額 | <u>50億円</u> （補助率 <u>1/3以下</u> ） |
| 3 補助事業期間 | <u>原則として、交付決定日から最長で令和10年12月末まで</u> |
| 4 補助対象者 | <u>中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。* |
| 5 補助事業の要件 | ① <u>投資額20億円以上</u> （ <u>専門家経費・外注費を除く補助対象経費分</u> ） ※100億宣言企業は <u>投資額15億円以上</u> ② <u>賃上げ要件</u> （補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。 |
| 6 補助対象経費 | <u>建物費</u> （ <u>拠点新設・増築等</u> ※）、 <u>機械装置費</u> （ <u>器具・備品費含む</u> ）、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u> ※本社機能の一部移転・新設を含む |

5次公募実施中。3/27（金）締切。

詳細はこちら→



中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算額 3,400億円

(1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課

(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課

(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。
- (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。
- (3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。
- (4) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）
事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。
- (5) 総合的なソフト支援パッケージ事業
賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (4)



(5)



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

中小企業成長加速化補助金 2次公募概要

対象：中小企業

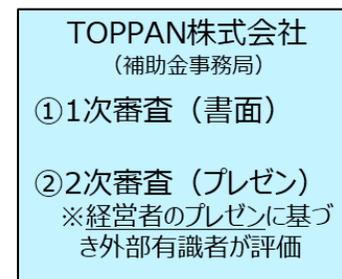
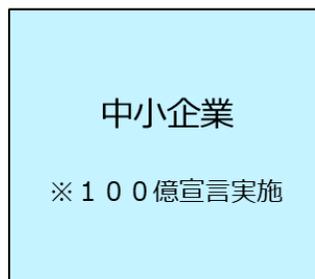
- 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい**売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援。**

【概略】

※1次公募 採択倍率：約6.0倍

【申請の流れ】

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 1 上限額 | 5億円（補助率1/2） |
| 2 事業期間 | 交付決定日から24か月以内 |
| 3 対象者 | 売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満） |
| 4 要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上 |
| 5 対象経費 | 建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費等 |



【審査基準（ポイント）】

経営力

- ①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））
- ②賃上げ・投資の持続可能性
- ③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）
- ④適切な成果目標・管理体制
- ⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

波及効果

- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）
- ⑦地域のモデル企業としての取組（取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等）
※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等

実現可能性

- ⑧早期に実施可能な経営体制
- ⑨財務状況（ローカルベンチマーク）
- ⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

2次公募実施中。3/26（木）締切。

詳細はこちら→



「100億宣言」とは？

対象：中小企業

- 飛躍的成長を目指す中小企業が、10年を目安に「売上高100億円」を超える野心的な目標を掲げ、実現に向けた取組を行っていくことを自ら宣言するもの。

【企業が宣言に記載する内容】

- ① 企業概要
- ② 企業理念・経営者の意気込み
- ③ 売上高100億円実現の目標と課題
- ④ 売上高100億円に向けた具体的措置（取組）



【宣言のメリット】

- ✓ 宣言取得による補助金等の活用
 - 成長加速化補助金
 - 経営強化税制の拡充措置 など
- ✓ 経営者ネットワークへの参加
 - 宣言を行った成長を目指す経営者が、地域・業種を超えて繋がれるネットワークを構築。
- ✓ 宣言の公式ロゴマーク活用による自社PR

公表要領・申請用ひな形等の
特設サイトこちら→



1. 国の補助金活用について
2. 令和7年度 補正予算
3. **令和8年度 当初予算案**
4. 参考

当初予算案の概要

1. 新たな付加価値を生む成長投資促進のための構造改革【1兆9,879億円（令和7年度 1兆348億円）】

- GX・DX・量子・宇宙等の分野において、官民連携による成長投資を通じてイノベーションを創出し、産業の高付加価値化を集中的に推進する。
- 大学等への集中支援等を通じて、我が国の科学力の底上げを行う。海外有望研究者の招聘や多国間共同研究を通じて、イノベーション創出に向けたエコシステムを形成する。また、リスキング等を通じ、成長分野への現場専門人材やトップ人材の育成・シフトを加速する。

【主な事業】

- GXサプライチェーン構築支援事業
- GX 分野のディープテック・スタートアップ支援事業

2. 好循環を生み出す「賃上げ」の定着と中堅・中小企業の成長促進・地方創生による国民所得の拡大

【1,456億円（令和7年度 1,438億円）】

- 企業の生産性向上の支援策を強化するとともに、価格転嫁を含む取引適正化を促進することで、賃金向上の実現を目指す。中小企業の成長加速化に向けて、事業承継・M&A を後押しする支援体制を強化するとともに、中小・小規模事業者への金融支援にも取り組む。
- 人手不足が深刻な業種に対して徹底した省力化投資を促進する。エッセンシャルサービス（ES）の供給事業者がその供給を維持するために取り組む事業の多角化等による採算性向上に向けた実証を支援し、その横展開を図る。ローカル・ゼブラ企業創出・育成に向けたエコシステムの定着・拡大に取り組む。また、産業の基盤である工業用水の安定供給に向けた、施設の強靱化を促進する。不足する産業用地の整備に向けた、ノウハウの提供や融資を自治体向けに行う。さらに、対日投資の誘致に向けた取組を強化する。

【主な事業】

- 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）
- 地域の中堅・中核企業支援事業

不確実なグローバル環境と交易条件の悪化に対応するための強靱な経済基盤の構築

【1兆1,547億円（令和7年度 1兆301億円）】

- シナリオ分析・サプライチェーン分析・技術分析など経済インテリジェンス機能を強化する。また、サイバー攻撃への対処支援、サプライチェーンを構成する中小企業等のサイバーセキュリティ対策強化を推進するとともに、希少金属の資源開発等に向けた基盤を整備する。
- グローバルサウス・同志国との連携強化等を通じ、経済外交の強化や国際的なルールメイキングの推進を行う。

【主な事業】

- GXサプライチェーン構築支援事業（再掲）

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

対象：中小企業

令和8年度予算（案） 122億円（123億円）

中小企業庁 経営支援部
イノベーションチーム

※事業の内容は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、当該予算案の成立が前提です。今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性があります。

事業目的・概要

事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

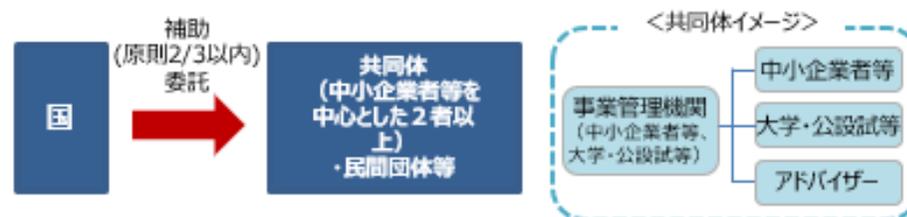
中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサピサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（大型研究開発枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標・事業期間

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
 - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

1. 国の補助金活用について
2. 令和7年度 補正予算
3. 令和8年度 当初予算案
4. **参考**

大胆な投資促進税制の創設 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

新設

- 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設**する。

概要

対象業種

原則全ての業種を対象

対象資産要件

- 生産等に必要設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）**
- 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）** ※投資計画期間中の総額
- ROI水準：15%以上**

措置内容

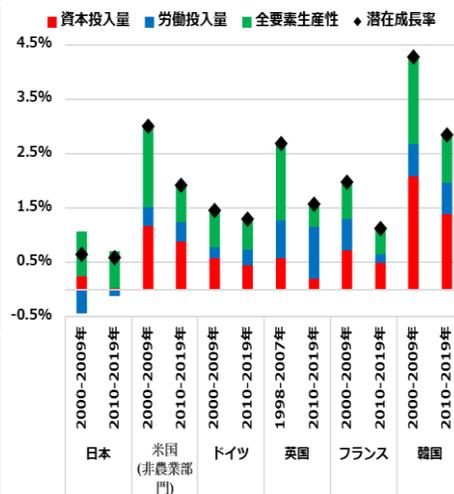
- 即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%）**
 - 控除上限：法人税額の20%
- 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）**
 - 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、**繰越税額控除（3年間）が可能。**

措置期間

令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

2030年度135兆円、2040年度200兆円の官民目標実現に向け、国内投資を拡大。（2024年度は106兆円）

潜在成長率の各項目寄与度の比較



各国の投資促進策の動向

日本



- ・**大胆な投資促進税制を創設。**

米国



- ・2025年7月に成立したOBDD法において、米国内での設備投資に対して**即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加(建物は時限措置)。**

ドイツ



- ・2025年7月に成立した減税法において、**設備投資償却率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を1%ずつ5年間引き下げ予定(実施後は24.9%)。**

新たな設備投資税制への期待

※経産省から企業へのヒアリングより抜粋

＜海外投資→国内投資＞

- ・電子部品製造
「海外立地か国内立地かの判断に**必要不可欠**」
- ・自動車
「関税の逆境下での国内投資の維持・拡大に**極めて有効**」

＜投資規模小→投資拡大・実現＞

- ・造船
「回収に長期を有する**大規模投資の判断が可能**」
- ・半導体部品
「短期の投資サイクル競争の中での**生き残りの支えになる**」
- ・コンテンツ
「高い措置率の税額控除により、**投資収益率が改善し、投資が可能**」

取適法（改正下請法）の概要

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

| | | | | |
|-------|------------------|---|---------|--------------------------|
| 委託事業者 | 資本金 3 億超 | → | 中小受託事業者 | 資本金 3 億以下 (個人含む) |
| | 資本金 1 千万超 3 億以下 | | | 資本金 1 千万以下 (個人含む) |
| | 常時使用する従業員 300 人超 | | | 常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む) |

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

| | | | | |
|-------|------------------|---|---------|--------------------------|
| 委託事業者 | 資本金 5 千万超 | → | 中小受託事業者 | 資本金 5 千万以下 (個人含む) |
| | 資本金 1 千万超 5 千万以下 | | | 資本金 1 千万以下 (個人含む) |
| | 常時使用する従業員 100 人超 | | | 常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む) |

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務
(2年)

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否

支払遅延（手形払等の禁止）

減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

※赤色は改正内容

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※ 下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- (公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※ 「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1541
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- (公財) 全国中小企業振興機関協会
03-6228-3802
提出先URL : <https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会



参考：中小企業庁 支援策チラシ一覧ページ

補助金、金融支援、税制優遇、事業承継支援、取引支援、その他の支援、相談窓口等、予算情報が、一元的に掲載。

(1)補助金

▶ [公募中・公募予定の補助金はこちら](#)

※ 補助金によっては、公募開始時期が決まった後にチラシを掲載する場合がありますので、ご注意ください。



[ミラサボplusのご案内 PDF](#)

中小企業向け補助金・総合支援サイト ミラサボplus

- ▶ [補助金とは何か\(手順の流れ・ポイント・必要書類など\)](#)
- ▶ [補助金の基本知識](#) ▶ [事業計画書の作成](#) ▶ [審査・交付・報告](#)
- ▶ [一覧表から主要な補助金を確認](#)
- ▶ [主な補助金の説明動画](#)

[注意喚起]「ミラサボ」と類似した名称を用いて補助金申請を電話等で勧誘する事業者が確認されていますが、国の支援事業「ミラサボplus」とは一切関係ございませんので、ご注意ください。[ミラサボWebサイトに係る注意喚起](#)



[省力化投資補助金 PDF](#)

2025年12月25日更新



[省力化投資補助金\(カタログ注文型:販売事業者の募集\) PDF](#)

2025年2月10日更新



[中小企業成長加速化補助金、
中堅等大規模成長投資補助金
PDF](#)

2026年1月9日更新



[ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 PDF](#)

2026年2月13日更新



出典：中小企業庁 支援策チラシ一覧ページ
<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support.html>

ご清聴ありがとうございました

本資料のお問い合わせ先

関東経済産業局 地域経済部 地域振興課 小松 周平

電話 048-600-0249